

君ならどうする?



「契約」のしくみ

「契約」とは、当事者が「申込み」の意思表示を、もう一方の当事者がそれに対する「承諾」の意思表示をし、それが一致（合致）することにより、法的に保護される約束の事です。（法的な権利義務関係が発生する行為）

契約が成立すると、当事者双方には「権利」と「義務」が発生し、それを果たさなければなりませんので、一方的にやめることはできません。もし、「契約」を守らないまましていると、相手から最終的に裁判で訴えられる可能性もあります。しかし、だまされたり、脅されたりして契約してしまったり、未成年者が親権者などの同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができる場合もあります。「契約」は慎重に。

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。



若者のトラブルは...

若者に多いトラブルは、「金」（儲け話等）や「美」（美容関係等）に関連しています。もし勧誘をされたら、内容を理解しているか、支払いはできるか等をよく考えましょう。

「通信販売」には、クーリング・オフがありません。動画サイトやSNS上で頻繁にあがる広告の説明を信じ、よく確認しなかったり、SNSを介してのトラブルも急増しています。知人から直接勧誘されると、断ると失礼ではないかと困惑し、契約することもあるようです。副業やアルバイトの中には、犯罪に加担するようなものもあります。「成年」になると、「学生だから、知らなかった」「学校で教えてもらっていない」等と主張しても通用しません。お金に関することについては、根拠が明確でないことや、自分で理解できないことに同意したり、契約をしてはいけません。

困ったときは、ひとりで悩まず相談しましょう！

北海道立消費生活センター

受付時間 平日/午前9時～午後4時30分

相談専用電話 050-7505-0999



消費者ホットライン 188

「嫌や!」泣き寝入り 北海道立消費生活センター 検索 http://www.do-syouhi-c.jp

北海道消費者教育PRキャラクター「かしこか」



全国共通の電話番号「消費者ホットライン」では、お住まいの市町村など、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

2022年3月作成

これは、2022年3月に金融広報中央委員会の助成を受けて北海道が作成しましたチラシ(表面)を原案に編集しています。

編集・発行/北海道立消費生活センター(指定管理者:一般社団法人北海道消費者協会) 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

意図せぬ手数料が！

クレジットカードの初期設定が リボ払いだった



事例

旅行の際に、カード会社に勧められてクレジットカードを作った。申し込む際、利用限度額の確認はあったが、支払い方法の確認はなかった。初めて届いた利用明細を見て、手数料が取られており、リボ払いになっていたことに気付いた。(当事者:学生 女性)

リ、リボ払い!?

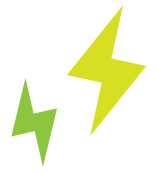


ひとことアドバイス

- リボルビング払い(以下「リボ払い」という。)とは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、支払残高が分かりにくい、支払いが長期化するなど注意も必要です。
- クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用のカードである場合や希望していないのに初期設定で支払い方法がリ

- ボ払いになっている場合もあるのでよく確認しましょう。分からない点はカード会社に説明を求めましょう。
- 利用明細を定期的に確認し、心当たりのない手数料が請求されているなど、不明な点があるときは、すぐにカード会社と問い合わせることも大切です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

「転売」で稼ぐ!? 簡単にはもうかりません



事例

友人から、ネットビジネスで稼げる話があると誘われ、カフェに行った。そこで会った男性から「仕入れたものをネットオークションやフリマサイトで転売すればもうかる。まずは、50万円払ってノウハウを学ぶ必要がある」と言われた。「お金がない」と言うと消費者金融に連れていかれ、指示されるままに借金をし、その場で男性に渡した。その後、数回男性からノウハウを聞いたが、役立つ内容ではなかった。解約して全額返してほしいが、連絡が取れなくなった。(当事者:大学生 女性)

“簡単にもうかる”
には罠がある!



ひとことアドバイス

- インターネット通販等で仕入れた商品を、フリマサイトやネットオークションで販売する「転売ビジネス」のトラブルが寄せられています。
- もうけるためのノウハウ、サポート、会員登録などで高額な費用が必要と言われたら要注意です。「簡単にもうかる」「すぐに元が取れる」などと説明されても、安易に信用せず、必要なければきっぱり断りましょう。
- 「お金がない」と断ると、借金をするよう勧められ、断り切れなくなる場合があります。「契約しない」「やらない」と明確に伝えましょう。
- 未成年の契約は、取り消しができることもあります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



美容医療サービス 雰囲気^{ふんいき}に流^{なが}されな^いいで



事例

えすえぬえす こうこく み びよう
SNSの広告で見つけた美容クリニック
へ無料^{むりよう}カウンセリング^{でむ}に出向いたところ、
ねんかん ゆうこう ぜんしんいりようだつもう すす
1年間有効の全身医療脱毛^{ぜんしんいりようだつもう}を勧められた。
クレジット^{かい}60回^{ぶんかつばら}の分割^{やく}払い^{まねん}で、約
35万円^{こうかく}と高額^{おや}だったので、いったん親^{そうだん}
に相談^{つた}したいと伝^{こじつ}えたが「後日^{けいやく}の契約^{かかく}
になるとキャンペーン^{てきよう}価格^{かかく}は適用^{てきよう}され
ない」と言^いわれ、その場^ばで契約^{けいやく}してし
まった。しかし、学生^{がくせい}の自分^{じぶん}には高額^{こうかく}
すぎ^{しはら}て、支払^{しんばい}えるか心配^{しんぱい}になった。クーリ
ング・オフ^{とうじしゃ}したい。(当事者^{さいだい}:20歳代^{がくせい} 学生^{じよせい} 女性)

けいやく
「契約^{めいかく}しない」ことを
つた
明確^{めいかく}に伝^{つた}えよう!



ひとことアドバイス

●美容目的^{びようもくてき}の施術^{せじゆつ}は多く^{おお}の場合^{ばあい}、緊急性^{きんきゆうせい}が
ありません。「今日^{けふ}契約^{けいやく}・施術^{せじゆつ}をすれば割
引^{わり}」などとせかされても、安易^{あんい}にその場^ば
で契約^{けいやく}しないようにしましょう。

●美容医療^{びよういりよう}では、リスク^{ふくさよう}や副作用^{まつた}が全くな
いということはありません。施術^{せじゆつ}前^{まえ}に医師^{いし}
から説明^{せつめい}を受け、ダウンタイム^うや合併症^{がっぺいしやう}、
副作用^{ふくさよう}等^{など}についてよく理解^{りかい}したうえで、

●施術^{せじゆつ}を受けるかどうか判断^{はんだん}しましょう。

●断^{ことわ}る際^{さい}に「お金^{かね}がない」と言^いっても、クレ
ジット^{けいやく}契約^{すす}などを勧め^{ことわ}られ、断^きり切れな
いケース^{けいやく}もみられます。「契約^{けいやく}しない」と
明確^{めいかく}に伝^{つた}えましょう。

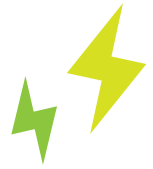
●困^{こま}ったときは、すぐ^すにお住^{じちたい}まいの自治^し体の
消費^{しょうひせいかつ}生活^なセンター^{そうだん}等^しにご相^{かいひ}談^{やくだ}ください
(消費^{しょうひしゃ}者^いホットライン^い188)。

※2022年4月^{ねん}から18歳^{がつ}で大人^{さい}に! 一人^{おとな}で契約^{ひとり}ができる反面^{けいやく}、原則^{はんめん}として一^{げんそく}方的^{いっぽうてき}にやめることはできません。

成年^{せいねん}になったばかり^{わかもの}の若^{しょうひしゃ}者にどんな消費^し者^{かいひ}トラブル^{やくだ}があるのかを知^しっておくこともトラブル^{かいひ}回避^{やくだ}に役^{やくだ}立ちます。



借金するよう指示して 契約させる手口に注意



事例

友人に簡単にもうかる話があると誘われ、事業者からFX自動売買ソフトを勧められた。「高額なので支払えない」と言ったが「大体の人は1年で返済できるから借金すればよい」と言われ、契約することにした。消費者金融で年収220万円のフリーターと申告するよう指示され、その日のうちにATMで50万円を借り入れて、事業者に送金したが、解約したい。(当事者:学生 女性)

「すぐ返済できる」を
うのみにしない!



ひとことアドバイス

- 返せる見込みがないのに多額の借金を抱えることはリスクの高い行為です。「すぐ返済できる」などと言われてもうのみにせず、借金をしてまでの投資などはやめましょう。
- 「お金がない」と断ると、借金をするように勧められ、金銭的に断る理由を封じられる場合があります。「お金がない」ではなく

- 「いきりません」ときっぱり断りましょう。
- 借金やクレジット契約をする際に、うその使用目的や職業、年収などを申告して借りるよう指示されても、絶対に従ってはいけません。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

※2022年4月から18歳で大人に! 一人で契約ができる反面、原則として一方的にやめることはできません。成年になったばかりの若者にどんな消費者トラブルがあるのかを知っておくこともトラブル回避に役立ちます。